

令和2年 第7回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月25日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(9人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	2番	三原	一英
	3番	吉鷹	敬貴
	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	6番	佐々木	優
	7番	熊谷	源
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 議案第19号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
 - 第4 議案第20号 農地パトロール調査特別委員会の設置について
- 6 農業委員会事務局職員

総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之

7 会議の概要

事務局 ただいまより、令和2年第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員は、9名中9名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、6番佐々木委員、8番赤樫委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の打田主査を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、■■■■委員には退席をお願いいたします。
ここで、暫時休憩します。

(■■■■委員退席)

議長 会議を再開します。
事務局より説明願います。

事務局 議案第18号は、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。
議案書の1ページをご覧ください。

事務局

申請者は、貸人が登別市■■町■■番地の■■氏、借人は登別市■■町■■番地の■■氏で、貸人が所有する農地について、10年間の使用貸借権を設定するものであります。

使用貸借を行う土地は4筆で、1筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番のうち、地目は公簿が牧場、現況は畑で、面積は■■m²、2筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■m²、3筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番、地目は公簿が牧場、現況は畑で、面積は■■m²、4筆目は、所在は登別市■■町、地番は■■番のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■m²となっております。

借人の状況についてであります。経営面積が■■m²、労働力は男性が■■人で女性が■■人、農業従事者数は■■人で年間■■人日、農機具は、トラクターが■■台、ロールペーラーが■■台、ロータリーテッダが■■台、レーキが■■台、マニアスプレッタが■■台、ディスクモアが■■台となっております。

使用貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の2ページから4ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、借り人の経営農地は全て耕作されており、確保する機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議案書5ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

議長

ただいま、議案第18号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長

よろしいですか。
それでは、採決します。

議長 議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定します。ここで暫時休憩します。

(委員着席。議長より議案第18号は原案のとおり決定したことを知らせる。)

議長 会議を再開します。
次に、日程番号第3 議案第19号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第19号は、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、審議のうえ意見を求めるものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

本案件につきましては、農地法第6条に基づき、9件の農地所有適格法人から定期報告がございました。

いずれも、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしていることをご報告いたします。

以上です。

議長 ただいま、議案第19号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは、採決します。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第19号については、原案のとおり決定します。

議長 次に日程番号第4 議案第20号「農地パトロール調査特別委員会の設置について」を議題とします。

本案については、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき行うもので、実施にあたっては、「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」第4条により、農業委員会総会において選任された調査特別委員会の委員3名と農業委員会事務局職員が「農地パトロール調査特別委員会」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施することとなっております。

本年度は、常盤町及び柏木町地域を調査重点地区として農地パトロール調査を実施することとなっております。

委員はどなたがよろしいでしょうか。

（事務局一任の声あり）

議長 事務局から何か案はありますか。

事務局 それでは事務局案を申し上げます。

本年度の調査特別委員会の委員3名につきましては、1番 古町委員、2番 三原委員、3番 吉鷹委員の3名にお願いしたいと思えます。

議長 ただいま事務局から、調査特別委員会委員には、古町委員、三原委員、吉鷹委員の3名ということでしたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

事務局 異議ないようですので、3名の方に調査特別委員会の委員をお願いします。

なお、農地パトロールの調査結果につきましては、総会において報告されておりますが、各委員におかれましては、それぞれの地域において、遊休農地が発生しないよう監視活動を行っていただくとともに、このような事例を発見した場合には、事務局までご連絡くださるようご協力をお願いします。

議長 以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和2年第7回農業委員会総会を閉会します。